

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府柏原市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務において、特定個人情報ファイルは、次の事務で利用する。 ①自立支援給付(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費)の支給 ②障害福祉サービスの支給決定の変更 ③地域相談支援の支給決定の変更 ④自立支援医療費の支給認定の変更 ⑤地域生活支援事業の実施
③システムの名称	①障害者福祉総合システム②中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付に関する情報ファイル、地域生活支援事業に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「新情報連携主務省令」という。)第2条表144、145及び146の項 ・新情報連携主務省令第146条、第147条及び第148条 【情報提供】 ・新情報連携主務省令第2条表11、15、20、37、42、75、80、125及び155の項 ・新情報連携主務省令第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条及び第157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部 障害福祉課
②所属長の役職名	福祉こども部 障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 障害福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 障害福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCには、アクセス権限を付与しており、権限のない職員が利用することのできないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	1 関連情報 4、情報提供ネットワークス	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号、別表第二 108、10	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号、別表第二 108、10	事後	
平成29年7月3日	1 関連情報 5、評価実施機関における担	健康福祉部 障害福祉課長 福島 潔	健康福祉部 障害福祉課長 石原 悟	事後	
令和1年6月28日	1 関連情報 4、情報提供ネットワークス	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号、別表第二 108、10	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号、別表第二 108、10	事後	
令和1年6月28日	1 関連情報 5、評価実施機関における担	健康福祉部 障害福祉課長 石原 悟	健康福祉部 障害福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	様式の変更に伴い、「IV リスク対策」を追加	事後	
令和4年6月7日	1 関連情報 4、情報提供ネットワークス	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号、別表第二 108、10	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8項、別表第二 108、10	事後	
令和4年6月7日	1 関連情報 5、評価実施機関における担	①部署 健康福祉部 障害福祉課 ②所属長 健康福祉部 障害福祉課長	①部署 福祉こども部 障害福祉課 ②所属長 福祉こども部 障害福祉課長	事後	
令和4年6月7日	1 関連情報 7、特定個人情報の開示・訂	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 健康福 祉福祉部 障害福祉課	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 福祉こ ども部 障害福祉課	事後	
令和4年6月7日	1 関連情報 8、特定個人情報ファイルの	柏原市安室町1番56号 柏原市役所 健康福 祉福祉部 障害福祉課	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 福祉こ ども部 障害福祉課	事後	
令和4年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 1、取扱い者数	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和6年12月25日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号 法」という。）第9条第1項 別表第一 84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第 60条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号 法」という。）第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令 第60 条	事後	
令和6年12月25日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8項、別表第二 108、10 9、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令55条、55条の2、55条の 3 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8項、別表第二 8、11、1 6、20、26、53、56の2、57、87、108、116 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第7条、第10条、第12 条、第14条、第19条、第27条、第30条、第3 1条、第44条、第55条、第59条—2	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報提供に関する命 令（以下「新情報連携主務省令」という。）第2条 表144、145及び146の項 ・新情報連携主務省令第146条、第147条及 び第148条 【情報提供】 ・新情報連携主務省令第2条表11、15、20、3 7、42、75、80、125及び155の項 ・新情報連携主務省令第13条、第17条、第22 条、第39条、第44条、第77条、第82条、第1 27条及び第157条	事後	
令和6年12月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業 ・人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	記載なし	十分である 【判断の根拠】 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意 事項等を遵守し、マイナンバー登録や副本登録 の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底 や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住 所を含む3情報による照会を厳守している。ま た、特定個人情報を取り扱う際には、複数人 での確認を徹底している。	事後	
令和6年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 ・最も優先度が高いと考えら れる対策	記載なし	3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和6年12月25日	IVリスク対策 12. 最も優先 度が高いと考えられる対策 ・当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である 【判断の根拠】 特定個人情報を取り扱うシステムがインストー ルされているPCIには、アクセス権限を付与して おり、権限のない職員が利用することのできな いようにしている。	事後	